

24年第4回定例会提出議案

■ 12月11日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,640,975千円とする。</p> <p>1 補正内容</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内訳）</p> <p style="padding-left: 20px;">府支出金・委託金 45,987千円</p> <p style="padding-left: 20px;">市債・市債 320,555千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内訳）</p> <p style="padding-left: 20px;">総務費・選挙費 45,987千円</p> <p style="padding-left: 20px;">公債費・公債費 320,555千円</p> <p>2 専決日 平成24年11月16日</p>	総務水道常任委員会	承認
議案第67号	市道路線の認定について	<p>1 開発行為及び無償譲渡による道路の帰属に伴う路線の認定</p> <p>2 認定路線 9路線</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第68号	門真市立運動広場建築物等撤去工事請負契約の締結について	<p>1 契約金額 212,714,250円</p> <p>2 契約の方法 一般競争入札</p> <p>3 契約の相手方 大阪市淀川区宮原四丁目4番50号 真柄建設株式会社大阪事業部 執行役員事業部長 奥村 嘉弘</p> <p>4 工期 議会の議決のあった日から平成25年3月31日まで</p>	総務水道常任委員会	可決
議案第69号	門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について	<p>1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立市民公益活動支援センター</p> <p>2 指定管理者に指定する団体 特定非営利活動法人 あいまち門真ステーション</p> <p>3 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</p>	民生常任委員会	可決
議案第70号	門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について	<p>1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立門真市民プラザ</p> <p>2 指定管理者に指定する団体 奥アンツーカ株式会社</p> <p>3 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第71号	淀川左岸水防事務組合規約の一部変更に関する協議について	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第124号）による水防法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図るとともに、東大阪市の住居表示実施に伴う組合事務の対象区域の町名を変更すること等について協議を行うため、本案を提出するもの。	総務水道常任委員会	可決

		<p>1 要旨</p> <p>(1) 組合の事務に津波に関する事務を加えるもの</p> <p>(2) 東大阪市の住居表示実施に伴う組合対象区域の町名変更等を行うもの</p> <p>2 施行日</p> <p>知事の許可のあった日</p>		
議案第72号	門真市が管理する道路に附属する有料の自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による道路法の一部改正に伴い、有料路上自転車駐車場の表示に関する標識の設置基準を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第73号	門真市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による道路法の一部改正に伴い、道路の構造の一般的技術基準を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第74号	門真市が管理する道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による道路法の一部改正に伴い、道路に設ける道路標識の寸法を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第75号	門真市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第76号	門真市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な都市公園施設の設置に関する基準を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	建設文教常任委員会	可決

議案第77号	門真市水道局布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	<p>1 要旨 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者に関する配置基準等を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	総務水道常任委員会	可決
議案第78号	門真市暴力団排除条例の一部改正について	<p>1 要旨 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行に伴い、引用条項の整備を行うもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	総務水道常任委員会	可決
議案第79号	門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設におく技術管理者の資格要件を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	民生常任委員会	可決
議案第80号	門真市営住宅条例の一部改正について	<p>1 要旨 公の施設における暴力団の排除の実効性を担保するため、所要の規定整備を行うもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第81号	門真市都市公園条例の一部改正について	<p>1 要旨 (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による都市公園法の一部改正に伴い、公園施設の設置基準を規定するもの (2) 公の施設における暴力団の排除の実効性を担保するため、所要の規定整備を行うもの</p> <p>2 施行日 (1)にあつては平成25年4月1日 (2)にあつては公布の日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第82号	門真市下水道条例の一部改正について	<p>1 要旨 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を規定するもの</p> <p>2 施行日 平成25年4月1日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第83号	門真市立文化会館条例等の一部改正について	<p>公の施設における暴力団の排除の実効性を担保するため、所要の規定整備を行うもの</p> <p>1 改正条例 (1) 門真市立文化会館条例 (2) 門真市立小・中学校施設設備使用条例</p>	建設文教常任委員会	可決

		(3) 門真市立公民館条例 (4) 門真市立青少年運動広場条例 (5) 門真市立テニスコート条例 (6) 門真市教育センター条例 (7) 門真市立旧第六中学校運動広場条例 2 施行日 公布の日		
議案第84号	平成24年度門真市一般会計補正予算(第6号)	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,100,543千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57,540,432千円とする。 1 補正内容 (1) 歳入(歳入補正の内訳) 地方交付税・地方交付税 158,450千円 国庫支出金・国庫負担金 25,683千円 国庫支出金・国庫補助金 △352,233千円 府支出金・府負担金 11,590千円 府支出金・府補助金 538千円 繰入金・基金繰入金 8,914千円 諸収入・雑入 △703,785千円 市債・市債 △249,700千円 (2) 歳出(歳出補正の内訳) 総務費・総務管理費 △706,749千円 総務費・徴税費 10,000千円 民生費・社会福祉費 92,829千円 民生費・児童福祉費 462千円 民生費・生活保護費 150,820千円 土木費・道路橋りょう費 38,848千円 土木費・都市計画費 △704,467千円 教育費・小学校費 12,212千円 予備費・予備費 5,502千円 (3) 債務負担行為の補正 追加分 目的 仮庁舎、別館及び分館機械警備委託 期間 平成24年度～平成29年度 限度額 6,441千円 目的 庁舎構内電話交換設備借上事業 期間 平成24年度～平成31年度 限度額 61,067千円 目的 仮庁舎庁用器具購入 期間 平成24年度～平成25年度 限度額 17,555千円 目的 公有財産台帳電子データ化業務委託 期間 平成24年度～平成25年度 限度額 11,867千円	民生常任委員会 建設文教常任委員会 総務水道常任委員会	可決

		<p>目的 市民公益活動支援センター 指定管理委託（２） 期間 平成 24 年度～平成 27 年度 限度額 45,963 千円</p> <p>目的 英語教育活動業務委託 期間 平成 24 年度～平成 25 年度 限度額 28,000 千円</p> <p>目的 市民プラザ指定管理委託 期間 平成 24 年度～平成 27 年度 限度額 177,763 千円</p> <p>(4) 地方債の補正 変更分 目的 退職手当 限度額 534,300千円 → 636,900千円</p> <p>目的 住宅市街地総合整備 限度額 1,127,500千円 → 775,200千円</p>		
議案第85号	平成24年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 146,759 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,245,186 千円とする。</p> <p>1 補正内容</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内訳） 国庫支出金・国庫補助金 340 千円 前期高齢者交付金・前期高齢者交付金 418,295 千円 諸収入・雑入 △271,876 千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内訳） 諸支出金・償還金及び還付加算金 146,759千円</p>	民生常任委員会	可決
議案第86号	門真市手数料条例の一部改正について	<p>1 要旨 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の制定により、建築物の建築に係る計画の認定制度が創設されたことに伴い、手数料等を定めるもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	建設文教常任委員会	可決
議案第87号	平成24年度門真市一般会計補正予算(第7号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 970,471 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,510,903 千円とする。</p> <p>1 補正内容</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内訳） 国庫支出金・国庫補助金 115,971 千円 繰入金・基金繰入金 150,000 千円</p>	建設文教常任委員会 総務水道常任委員会	可決

		市債・市債 704,500 千円 (2) 歳出 (歳出補正の内訳) 教育費・小学校費 658,918 千円 教育費・中学校費 317,755 千円 予備費・予備費 △6,202 千円 (3) 地方債の補正 変更分 目的 学校教育施設等整備 限度額 57,000 千円 → 761,500 千円		
議案第54号	平成23年度門真市水道事業剰余金の処分について	平成23年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に370,000千円をそれぞれ積み立てるものとする。	—	可決
認定第1号	平成23年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外5会計	—	認定
認定第2号	平成23年度門真市水道事業会計決算認定について		—	認定
議員提出議案第15号	門真市議会会議規則の一部改正について	1 要旨 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、公聴会及び参考人制度の規定等を行うもの 2 施行日 公布の日	—	可決

■ 12月20日 付議事件

議案第88号	平成24年度門真市一般会計補正予算(第8号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 70,000 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,580,903 千円とする。 1 補正内容 (1) 歳入 (歳入補正の内訳) 繰入金・基金繰入金 70,000 千円 (2) 歳出 (歳出補正の内訳) 議会費・議会費 △2,345 千円 総務費・総務管理費 137,547 千円 総務費・徴税費 △24,771 千円 総務費・戸籍住民基本台帳費 8,889 千円 総務費・選挙費 △4,088 千円 総務費・統計調査費 △16,772 千円 民生費・社会福祉費 △48,884 千円 民生費・児童福祉費 4,627 千円 民生費・生活保護費 9,750 千円 民生費・国民健康保険費 △9,714 千円 衛生費・保健衛生費 △13,944 千円 衛生費・清掃費 17,430 千円 農林水産業費・農業費 △12,179 千円 商工費・商工費 7,680 千円 土木費・土木管理費 2,091 千円	—	可決
--------	------------------------	--	---	----

		土木費・河川費 △6,420 千円 土木費・都市計画費 9,919 千円 教育費・教育総務費 8,558 千円 教育費・小学校費 △15,344 千円 教育費・中学校費 △14,989 千円 教育費・幼稚園費 21,539 千円 教育費・社会教育費 14,633 千円 教育費・保健体育費 878 千円 予備費・予備費 △4,091 千円		
議案第89号	平成24年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,714千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,235,472千円とする。 1 補正内容 (1) 歳入(歳入補正の内訳) 繰入金・一般会計繰入金 △9,714 千円 (2) 歳出(歳出補正の内訳) 総務費・総務管理費 △9,714 千円	—	可決
議案第90号	平成24年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,652千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,064,631千円とする。 1 補正内容 (1) 歳入(歳入補正の内訳) 繰入金・一般会計繰入金 △7,652 千円 (2) 歳出(歳出補正の内訳) 総務費・下水道総務費 △7,652 千円	—	可決
議案第91号	平成24年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,412千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,330,282千円とする。 1 補正内容 (1) 歳入(歳入補正の内訳) 繰入金・一般会計繰入金 1,412 千円 (2) 歳出(歳出補正の内訳) 総務費・総務管理費 1,412 千円	—	可決
議員提出 議案第16号	防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 五味 聖二 日高 哲生	東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められている。 全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となる。	—	可決

		<p>上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠である。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う防災・減災体制再構築推進本部の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う危機管理庁（仮称）の設置など、必要な施策を国や地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければならない。</p> <p>また、国や地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備を初めとした各施策に必要な財源を確保することが課題となる。</p> <p>こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。</p> <p>よって政府は、上記の内容を盛り込んだ防災・減災体制再構築推進基本法を早期に制定するよう強く求める。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成24年12月20日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (防災)</p> <p style="text-align: right;">各宛て</p>		
<p>議員提出 議案第17号</p>	<p>患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 田伏 幹夫 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 福田 英彦 五味 聖二</p>	<p>難病と言われる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ＝患者数1000人未満）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。</p> <p>そのため、希少疾患関係患者団体は、これまでに特定疾患への指定及び治療薬開発の推進を求める署名活動や、ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきた。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されたが、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。</p> <p>例えば、近年、独立行政法人国立精神・神経医療</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>

	日高 哲生	<p>研究センターは世界に先駆けて縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー（DMRV）治療におけるシアル酸補充療法の開発研究を進め、患者団体の要請に応えた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業を活用して取り組み、医師主導によるDMRV治療薬の第Ⅰ相試験を終了した。その後も独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究成果展開事業（A-STEP）の助成を受けたが、第Ⅱ・第Ⅲ相試験を行うには10～20億円とも言われる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっている。</p> <p>難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、はかり知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。</p> <p>よって政府は、下記事項を早期に実現するよう強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。2 遠位型ミオパチーを初めとする希少疾病に関する研究事業のさらなる充実強化と継続的な支援を行うこと。3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">平成24年12月20日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣</p> <p style="text-align: center;">各宛て</p>		
--	-------	--	--	--